



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ルーバンの会
- 3 代表者の氏名
中野 昌俊
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡天龍村神原3974番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、農山村の豊かな自然環境と中高年者の知恵と技術を活用して、子ども達一人ひとりに存在感があり、真心と人への思いやりを大切に、且つ正義と信頼を持って、個々の人間性を高めて人間らしく生きることを実現を目指し、人間としての尊厳・人間性を重視した都市と農山村の交流と地域の活性化並びに子どもの健全な育成と子どもと高齢者の生きがい作りに関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人北相木りんねの森
- 3 代表者の氏名
松橋 和彦
- 4 主たる事務所の所在地
南佐久郡北相木村3395番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、自然と人間が共生する空間としての里山生態系を回復し、地域住民に対して里山の多面的利用の促進を図ることに、公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田丸子ショッピングセンター
上田市長瀬2843-4 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) アップルランド丸子店
(変更後) 上田丸子ショッピングセンター
- 4 変更した年月日
平成23年7月1日
- 5 届出年月日
平成23年7月5日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成23年7月21日から平成23年11月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップルランド上諏訪店
諏訪市諏訪二丁目3236-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 3 廃止前の店舗面積の合計
1,140平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止した日

平成22年9月30日

経営支援課

公告

長野県営総合射撃場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成23年7月21日

長野県知事 阿部守一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県営総合射撃場

(2) 所在地

長野県上伊那郡辰野町大字沢底字山寺山2209-1ほか

(3) 設置目的

猟銃の適正な取扱いの習得及び射撃技術の向上を図ることにより、狩猟による事故を防止し、県民の安全に寄与することを目的として、射撃の実技訓練の場を提供する。

(4) 施設の概要

ア 施設の概要

施設名	規模、建物構造等	延べ床面積 (㎡)
管理研修棟	1棟（鉄筋コンクリート2階建）	764.67
トラップ射撃場	2面、プーラーハウス2棟（鉄筋コンクリート1階建）	12.96 (6.48)
スキート射撃場	2面（散弾銃（移動標的）射撃場兼用1面）、プーラーハウス2棟（鉄筋コンクリート1階建）	12.96 (6.48)
ライフル射撃場	1面、射屋1棟（鉄筋コンクリート1階建）	77.79
空気銃射撃場	1面、射屋1棟（鉄骨1階建）	244.2
便所	2棟（木造1階建）	17.62 (8.81)

※ 延べ床面積欄の（ ）内は、1棟当たりの延べ床面積

イ 敷地面積 17.18ha

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県営総合射撃場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び長野県営総合射撃場管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 長野県営総合射撃場の利用の許可に関する業務

(3) 長野県営総合射撃場の利用に係る料金に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成23年8月3日（水） 13時から15時まで

(2) 場所 長野県営総合射撃場

(3) その他

現地説明会への参加希望者は、平成23年7月28日（木）までに、下記8(2)の連絡先に申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/shinrin/12shitei/boshu.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における

- 申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が上記4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成23年7月21日(木)から9月9日(金)まで(郵送による応募は、9月9日(金)までに到着のものに限り受け付けます。)

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から長野県営総合射撃場指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室(電話 026-235-7273)に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の終了を認可しました。

平成23年7月21日

長野県知事 阿部守一

1 土地区画整理事業の名称

諏訪市大手豊田線サンロード沿道整備土地区画整理事業

2 施行者の名称及び住所

氏名 諏訪市長 山田勝文
住所 諏訪市高島1丁目22番地30

3 事業施行期間

平成19年4月9日から平成23年10月31日まで

4 施行地区

諏訪市諏訪一丁目、末広、大手二丁目の各一部

5 施行認可の年月日

平成19年4月2日

6 事業の終了の認可の年月日

平成23年7月13日

都市計画課

公告

安曇野市有明土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年7月21日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

理事

新任

氏名	住所
林 大二郎	安曇野市穂高有明243番地
川口 豊隆	北安曇郡松川村4569番地2
越原 康之	安曇野市穂高有明5203番地イ
中村 守良	安曇野市穂高有明2105番地124
内田 徳則	安曇野市穂高有明3313番地4
望月 侃生	安曇野市穂高有明6374番地1
中村 善明	安曇野市穂高有明6400番地ロ
小島 輝雄	安曇野市穂高有明2985番地2
丸山 公範	安曇野市穂高有明7335番地5

重任

氏名	住所
等々力 史記	安曇野市穂高有明2314番地2
遠藤 良人	安曇野市穂高有明4836番地

退任

氏名	住所
中村 秀人	安曇野市穂高有明5268番地2
澤渡 司一	安曇野市穂高有明6274番地1
茅野 靖昌	北安曇郡松川村4581番地
栗原 郁雄	安曇野市穂高有明4345番地
小林 司	安曇野市穂高有明6753番地2
中嶋 和夫	安曇野市穂高有明1269番地3
有賀 久幸	安曇野市穂高有明6399番地2
丸山 啓之	安曇野市穂高有明2733番地1
林 廣明	安曇野市穂高有明2135番地2

監事

新任

氏名	住所
會田 信一	安曇野市穂高有明3770番地
金森 文彦	安曇野市穂高有明892番地
小川 廣道	安曇野市穂高有明1718番地12
耳塚 幸一郎	安曇野市穂高有明1730番地
内田 敏博	安曇野市穂高有明8890番地
西澤 穹	安曇野市穂高有明5988番地1

退任

氏名	住所
丸山 三郎	安曇野市穂高有明3796番地
石川 俊介	安曇野市穂高有明5310番地イ
有賀 富士夫	安曇野市穂高有明6931番地
伊藤 文博	安曇野市穂高有明2892番地11
沓掛 修一郎	安曇野市穂高有明263番地
青木 哲	安曇野市穂高有明2948番地32

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月21日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県単トンネル防災設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年3月9日まで

(4) 履行場所

一般国道152号 伊那市高遠町白山トンネル外

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種のトンネル防災設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市荒井3497

長野県伊那建設事務所 総務課

電話 0265 (76) 6846

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月3日(水) 午前10時

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 401号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を平成23年7月29日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

平成24年度長野県特別支援学校の寄宿舎指導員採用選考を次のとおり行います。

平成23年7月21日

長野県教育委員会教育長 山口 利 幸

1 寄宿舎指導員の職務内容及び採用予定人員

(1) 職務内容

長野県立の特別支援学校において、寄宿舎で生活する児童及び生徒の日常生活上の世話及び生活指導を行います。

(2) 採用予定人員

若干名

2 申込資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 昭和27年4月2日以降に生まれた者であること。

(2) 高等学校卒業以上の学力があると認められる者（平成24年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含みます。）であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 長野県教育委員会等において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込書類の受付期間、提出先及び問い合わせ先

(1) 受付期間

平成23年8月2日(火)から8月15日(月)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。なお、郵送による場合は、8月15日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 380-8570(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。)

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026(235)7456(直通)

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

4 申込書類

- (1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)
- (2) 最終学校における卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終学校における学業成績証明書
- (4) 受検票(長野県教育委員会が交付するもの)
- (5) 返信用の封筒(長形3号(縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさ)のものをい、申込者の宛先及び氏名を明記し、80円切手を貼ったもの)

5 選考

選考は、次の要領で行います。

選考順序	期日	会場	対象者	選考内容及び方法	備考
第1次選考	平成23年9月4日(日)	長野県庁	志願者全員	書類審査 筆記検査 ・一般教養(高等学校卒業程度の一般教養についての筆記検査) ・作文 面接(集団)	検査の時間等は8月25日(木)以降、受検票により本人に通知します。
第2次選考	平成23年11月5日(土)	長野市内特別支援学校	第1次選考合格者全員	面接(個人) 適性検査 体力テスト	会場等は第1次選考合格者に通知します。

6 選考の結果

第1次選考の結果は、10月上旬に通知します。

7 その他

- (1) 採用選考申込書及び受検票の用紙並びに採用選考要項は、特別支援教育課、各教育事務所及び長野県立の特別支援学校で交付します。また、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。郵便により請求する場合は、封筒の表に「寄宿舎指導員採用選考申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒角型2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートルの大きさ)を同封の上、特別支援教育課宛に申し込んでください。
 - (2) 採用選考の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。
 - ア 開示請求することができる選考結果
- (7) 第1次選考結果

合否並びに不合格者に係る総合評価、作文及び面接(集団)の段階別評価並びに一般教養の得点。ただし、第1次選考合格者の結果については、第2次選考結果通知にあわせて通知します。

(4) 第2次選考結果

合否及び面接(個人)の段階別評価

イ 開示する期間

選考結果通知日から1年間

ウ 開示する場所

長野県教育委員会事務局特別支援教育課(県庁8階)

エ 必要書類

運転免許証、学生証、健康保険証等本人であることを証明できる書類を持参してください。

(3) 提出された書類は、一切返却しません。

(4) この選考の実施に際して収集する個人情報、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

(5) 第1次選考の一般教養及び作文の問題用紙は、持ち帰ることができます。

特別支援教育課

公告

身体障害者を対象とする平成24年度長野県特別支援学校の寄宿舎指導員採用選考を次のとおり行います。

平成23年7月21日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

1 寄宿舎指導員の職務内容及び採用予定人員

(1) 職務内容

長野県立の特別支援学校において、寄宿舎で生活する児童及び生徒の日常生活上の世話及び生活指導を行います。

(2) 採用予定人員

若干名

2 申込資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 昭和27年4月2日以降に生まれた者であること。
- (2) 高等学校卒業以上の学力があると認められる者(平成24年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含みます。)であること。
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が1級から6級までの者で、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
 - ア 自力により通勤ができ、かつ、介助者なしで職務の遂行が可能であること。
 - イ 活字印刷文による出題に対応することが可能であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 長野県教育委員会等において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した

者

3 申込書類の受付期間、提出先及び問い合わせ先

(1) 受付期間

平成23年8月2日(火)から8月15日(月)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。なお、郵送による場合は、8月15日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(2) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 380-8570 (県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。)

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026(235)7456(直通)

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

4 申込書類

- (1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)
- (2) 最終学校における卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終学校における学業成績証明書
- (4) 健康診断書(長野県教育委員会が指定した様式のもので、職務遂行に必要な健康度について、医療機関において、平成23年7月21日以降に医師が診断したもの)
- (5) 身体障害者手帳の写し
- (6) 受検票(長野県教育委員会が交付するもの)
- (7) 返信用の封筒(長形3号(縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさ)のものを用い、申込者の宛先及び氏名を明記し、80円切手を貼ったもの)

5 選考

選考は、次の要領で行います。

期 日	会 場	選考内容及び方法	備 考
平成23年 9月4日 (日)	長野県庁	書類審査 筆記検査 ・一般教養(高等学校卒業程度の一般教養についての筆記検査) ・作文 適性検査 面接(個人)	検査の時間等は8月25日(木)以降、受検票により本人に通知します。

6 選考の結果

平成23年10月上旬までに通知します。

7 その他

- (1) 採用選考申込書及び受検票の用紙並びに採用選考要項は、特別支援教育課、各教育事務所及び長野県立の特別支援学校で交付します。また、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。郵便により請求する場合は、封筒の表に「寄宿舎指導員採用選考(特)申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒角型2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートルの大きさ)を同封の上、特別支援教育課宛に申し込んでください。

- (2) 採用選考の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

ア 開示請求することができる選考結果

合否並びに総合評価、作文及び面接(個人)の段階別評価並びに一般教養の得点

イ 開示する期間

選考結果通知日から1年間

ウ 開示する場所

長野県教育委員会事務局特別支援教育課(県庁8階)

エ 必要書類

運転免許証、学生証、健康保険証等本人であることを証明できる書類を持参してください。

- (3) 提出された書類は、一切返却しません。

- (4) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

- (5) 一般教養及び作文の問題用紙は持ち帰ることができます。

特別支援教育課